

第 8 章 計画の推進と評価に関する事項

1 計画の評価指標及び目標値

本計画は、時間軸を持ったアクションプランとして運用するものとし、概ね5年ごとに計画に記載された誘導施策等の実施・進捗状況について評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等の検証を行います。その結果を踏まえ、誘導施策の見直し、充実や強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を検討します。立地適正化計画の見直しに当たっては、計画の全体目標をあらかじめ設定し、この目標値の達成状況の見通しを踏まえるものとします。

本計画は、将来的な人口減少に備え、生活サービス機能を計画的に誘導し、拠点性を有するエリアを明示し、一定のエリアにおいて人口密度を維持していくものです。

目標を着実に実現するために、その達成状況を客観視することが重要です。

そのため、計画期間である20年後の将来まちづくり目標を、以下に示す目標数値を指標として設定することで、進捗管理を行います。

目標として、市街地と郊外部を結ぶ公共交通の利便性向上を目指し「公共交通の充実」、居住誘導区域を対象に「人口の集積（人口密度の維持）」、都市機能誘導区域を対象に「誘導施設の集積」を設定します。

また、防災指針の追加に伴い、防災・減災に係る取組の進捗等を管理するため、「防災体制の整備・強化」を新たな目標値として設定します。

指標 1 公共交通の充実

	基準値 (平成 30 年度)	現況値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
いちごタクシー利用者数	67.3 人/日	62.8 人/日	70 人/日
いちごバス利用者数	97.1 人/日	147.6 人/日	148 人/日

指標の考え方：真岡市地域公共交通計画（R3 策定）と連動した指標を設定

目標値の変更：いちごバス利用者数は、現況値が策定時に設定した目標値（120 人/日）を超えたため、現況値以上となる 148 人/日に変更

算 出 方 法：年間利用者数と営業日より集計



指標 2 居住誘導区域内の人口密度

	基準値 (平成 27 年度)	現況値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 22 年度)
真岡地区居住誘導区域内の人口密度	37.4 人/ha	37.5 人/ha	37.5 人/ha
久下田地区居住誘導区域内の人口密度	31.0 人/ha	30.5 人/ha	31.0 人/ha
長田地区居住誘導区域内の人口密度	35.6 人/ha	41.4 人/ha	41.4 人/ha

指標の考え方：将来的な人口減少下においても、居住環境の維持・向上により、居住誘導区域内の人口密度の維持を目指す

目標値の変更：真岡地区はまちなかの賑わい創出事業等の実施、長田地区は土地区画整理事業の完了の影響により、現況値が策定時に設定した目標値（真岡地区：37.4 人/ha、長田地区：35.6 人/ha）を超えたため、現況値と同じ値に変更

算 出 方 法：250mメッシュ人口（国勢調査）を用いて算出した居住誘導区域内（急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を含む）の人口（居住誘導区域内外にまたがるメッシュは面積比率で人口を案分）を居住誘導区域の面積で除して算出

指標 3 都市機能誘導区域内の誘導施設数

	基準値 (平成 30 年度)	現況値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 22 年度)
真岡地区都市機能誘導区域内の誘導施設数	4 施設	4 施設	9 施設
久下田地区都市機能誘導区域内の誘導施設数	3 施設	4 施設	6 施設

指標の考え方：将来的にわたり、都市機能誘導区域内における誘導施設の維持や新規立地を目指す

算 出 方 法：都市機能誘導区域内に立地している誘導施設を集計

指標 4 防災体制の整備・強化

	基準値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
災害に対する備えを行っている市民の割合	71.7%	80.0%
防災情報を入手している市民の割合	73.1%	100%
防災リーダー養成研修の修了者がいる自治会の割合	43.6%	80.0%
地区防災計画の策定数	3 地区	21 地区

指標の考え方：真岡市総合計画等 2025-2029 と連動した指標を設定

算 出 方 法：防災関連の調査より集計

2 計画の進行管理

評価の見直しについては、都市計画運用指針において次のような考え方が示されています。

【都市計画運用指針における評価の必要性】

考え方

概ね 5 年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討すべきである。また、その結果や市町村都市計画審議会における意見を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うべきである。

(1) モニタリングの方法

本市においても PDCA サイクルに基づき、概ね 5 年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況や評価指標の状況について、関連計画や関連施策と連携を図りながら調査及び評価を実施し、目標を下回る場合など必要に応じて、支援又は目標の見直しを行います。

■PDCA サイクル





(2) 計画推進の体制

立地適正化計画は、各機関が連携してまちづくりを行うことが有効であるため、多様な主体の連携によって計画を推進することを基本的な方針とし、以下に示す2つの観点から計画の推進を図ります。

① 市民、企業、行政などによる協働・協創（共創）のまちづくりの推進

本市における立地適正化計画を推進するため、社会情勢の変化や地域住民のニーズに柔軟に対応しながら、個々の利益を追求するのではなく、市民・企業・行政が適切な役割と責任を果たしながら、互いに協力し、力を合わせてまちづくりを進めていく、協働によるまちづくりが重要となります。

さらに、協働の一步進んだ考え方として、双方向のコミュニケーションにより、理想像や価値観を共有し、お互いに不足しているものを補い合いながら、パートナーとして新たな価値を創出する「協創（共創）のまちづくり」の考え方をもって、まちづくりを推進していきます。

また、まちづくりの主体は、行政だけでなく、市民やNPOの自主的な活動や市民と行政、企業と行政などの多様な主体の連携によって展開していきます。

② 民間活力の戦略的な導入

官民連携事業として、PPP・PFIといった民間の知識や経験、資本などの民間活力を活かしたまちづくり手法を、事業内容に応じて検討し実践していきます。